(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月29日

松本市長 殿

提出者

住 所 東京都千代田区九段南2-4-16

氏 名 池田建設株式会社

代表取締役 古賀智道 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3263-2900

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	池田建設株式会社
事業場の所在地	東京都千代田区九段南2-4-16
計 画 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

談事未場にわいし <u></u> 切に打し) しいる事未に関する事項
①事業の種類	総合工事業
②事 業 の 規 模	完成工事高 16,210百万円
③従 業 員 数	145名
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業	美廃棄物の処理に係る		に関する事	項									
	(管理体制図) 別添2 管理体制図6	のとおり											
産業	美廃棄物の排出の抑制 「	ı											
			(令和6年月	Ī		Ī							
		産業廃	棄物の種類	頁	別紙集計表のとお	1)	_						
		排	出量		585.3	t	t						
	①現状	(これまでに実施した取組) ・材料・製品の納入において包装・梱包の簡素化および再使用を協力業者に依頼・指導 ・廃棄物の分別回収の実施 ・職員・作業員への指導											
		【目標】											
		産業廃	棄物の種類	頁	別紙集計表のとお	<i>(1)</i>	_						
		排	出量		526.8	t	t						
	②計画		施する予定 取組みをさ										
産業	上 と廃棄物の分別に関す	-る事項											
	①現状	廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、紙くず、木くず、がれき類、金属くず等を専用のコンテナを設置し分別に努める。											
	②計画	・これま		た取	έ廃棄物の種類及び 組をさらに推進する 行う		ご関する取組)						

自	っ行う産業廃棄物の再	手生利用に関する事項		
		【前年度(令和6年度)等	実績】	
		産業廃棄物の種類	_	_
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	t
	①現状	(これまでに実施した取	(組)	
		【目標】	Γ	T
		産業廃棄物の種類	_	_
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	②計画	(今後実施する予定の取	双組)	
自	5行う産業廃棄物の中	間処理に関する事項		
		【前年度(令和6年度)等	実績 】	
		産業廃棄物の種類	_	_
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	t
		(これまでに実施した取	(組)	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	_
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
		(今後実施する予定の取	(組)	

自ら	。 行う産業廃棄物の増	型立処分又は海洋投入処分	た関する事項								
		【前年度(令和6年度)等	実績】								
		産業廃棄物の種類	_	_							
	(C) TH. I. I.	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	_	t	t						
	①現状	(これまでに実施した取	(組)								
		【目標】									
		産業廃棄物の種類	_	_							
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	_	t	t						
		(今後実施する予定の取	(組)								
産業	美廃棄物の処理の委 割										
		【前年度(令和6年度)実績】									
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとお	ŋ							
		全処理委託量	585.3	t	t						
		優良認定処理業者への 処理委託量	381.6	t	t						
		再生利用業者への 処理委託量	464.3	t	t						
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	t	t						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0	t	t						
		(これまでに実施した取 ・処理委託施設の定期的 の把握、及び最終処分 ・電子マニフェストによ	」な施設確認の実施、 ・先の確認	- 二次処理先、再生委託会 - 記状況を管理	先						

(第5面)

	(3))囲/	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	526.8 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	343.4 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	417.8 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取 以下の取組を継続して集 ・処理委託施設の定期的 の把握、及び最終処分 ・電子マニフェストによ	E施する。]な施設確認の実施、二 ↑先の確認	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

実績:前年度産業廃棄物排出量

			令和7 】年度産業廃棄物処理計画書(産業廃棄物の)											(単位: †) 計画: 当年度産業廃棄物排出量の目標値								
								自ら行う	中間処理								処理の	の委託				
			総排出量 自ら再生利用を 行った(行う)量		自ら熱回収を 行った(行う)量 した(する)量			自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量				
産業廃棄物の種類		等を含めた事業場におけ		自ら直接再生利用する量 と自ら中間処理を行った 後に再生利用する量				処理後の量を引いた量		回り直接壁立・海戸技人 別の分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海 送扱るの公式を見		自社内で処理を行わず直 接委託した量と自ら中間 処理した残さ量のうち処 理業者に委託して処理す る量		引物の処理及び清掃に関す これは独立で		* れている場合の委託量 (季ぎ生から別の業者に		認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第15条の3 の3第1項の認定を受け た者)		認定熱回収施設設置者以 外の熱回収を行っている 処理業者への焼却処理委 託量		
			1	_	2+8			5	7		3+9		10		10		12		13		(4)	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
	1	燃え殻																				
_	2	汚泥																				
泔	3	廃油																				
律	4	廃酸																				
	5	廃アルカリ																				
	6	廃プラスチック類	40.68	36.61	-	-	-	-	-	-	-	-	40.68	36. 61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1	紙くず	1.53	1.38	_	_	-	-	_	_	_	_	1.53	1.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2	木くず	38. 28	34.45	-	-	-	-	-	_	_	_	38. 28	34. 45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3	繊維くず																				
	4	動植物性残さ																				
		ゴムくず																				
		金属くず	103. 28	92.95	_	_	-	-	_	_	_	_	103. 28	92. 95	14. 01	12. 61	103.28	92.95	0.00	0.00	0.00	0.00
政	, D:	ガラスくず・コ クリートくず及び 滋器くず	33. 81	30.43	_	_	_	_	_	_	_	_	33.81	30. 43	2.82	2.54	2.82	2.54	0.00	0.00	0.00	0.00
수		鉱さい																				
	9	がれき類	341.11	307.00	_	_	_	_	_	_	_	_	341.11	307.00	341.11	307.00	341.11	307.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	10	家畜ふん尿																				
	11	家畜の死体																				
	12	動物系固形不要物																				
	13	ばいじん																				
		処分するために 埋したもの																				
	建	設混合廃棄物	23.64	21.27	-	-	_	-	_	-	-	-	23.64	21. 27	23.64	21. 27	17.06	15.35	0.00	0.00	0.00	0.00
	石絲	常含有産業廃棄物	3.00	2.70	-	-	_	-	_	-	-	-	3.00	2. 70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		合 計	585.33	526. 79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	585.33	526. 79	381.58	343. 42	464. 27	417.84	0.00	0.00	0.00	0.00

[※] 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

別添1 処理工程図



